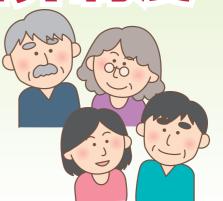
医療·高額介護合算制度

高額医療・高額介護合算制度とは、医療と介護の両方のサービスを利用してい る世帯の負担を軽減することを目的とした制度です。

具体的には、医療費が高額になった世帯で介護保険のサービスを利用してい る場合は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方の自己負担(年額)を合算 した額が、基準額(下表)を超えた場合に、限度額を超えた分を支給します。



自己負担限度額表(年額「毎年8月~翌年7月」)

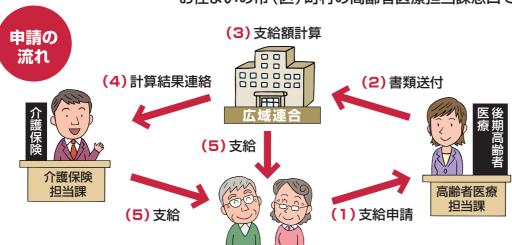
所 得 区 分	後期高齢者医療制度分と 介護保険分を合算した限度額
① 現役並み所得者 (保険証の一部負担金の割合が「3割」と表示され ている方)	67万円 (89万円)
② 一般 (①、③、④以外の方)	56万円 (75万円)
③ 低所得者 Ⅱ (世帯員全員の住民税が非課税の方)	31万円(41万円)
④ 低所得者 I (③のうち、世帯員全員の所得が一定基準以下の方) ※年金収入80万円以下など	19万円 (25万円)

経過措置について

高額医療・高額介護合算 制度の対象期間は、通常、 8月1日~翌年7月31日です が、平成20年4月1日~7月 31日の自己負担分は、20 年8月1日~21年7月31日 の分と合算(16カ月)して、 左表 内の額を適用 する経過措置があります。

手続きについて

支給対象となる方には、平成22年1月以降に、広域連合から勧奨通知を発送します。通知が届いたら、 お住まいの市(区)町村の高齢者医療担当課窓口で手続きをしてください。



(後期高齢者医療制度加入者)

勧奨通知についての注意事項

つぎの要件に該当する方は、広域連合から勧奨 通知が発行できない場合がありますので、支給要 件に該当するかを確認し、お住まいの市(区)町村 や転居前の市(区)町村担当課、以前加入していた 医療保険制度の保険者にお問い合わせください。

平成20年4月~21年7月31日に

- ○市(区)町村を越えて転居した方
- ○ほかの医療保険制度から後期高齢者医療 制度に移られた方

お問い合わせ 給付管理課 面043-223-1262

振り込め詐欺

広域連合や市(区)町村などの職員を名乗る者から、不審な電話や 来訪が県内外で発生しています。これらは振り込め詐欺などの犯罪 注意ください。につながる可能性がありますのでご注意ください。

事 例

- ●医療費や保険料の還付があると言って、金融機関のATM(現金自動預払機)の操作を求める
- ●医療費還付の書類の提出期限が過ぎたので、還付の業務を委託している国民医療支援センター へ電話するように言われる
 - ※広域連合や市(区)町村では、保険料の還付や高額療養費などを支給する際に、電話で個人情報を聞 き出したり、ATMでの操作をお願いすることはありません。また、医療費還付の業務を第三者に委託

少しでもおかしいと思った場合は、つぎのことをしましょう。

対処方法に ついて

- ●個人情報などを教えない
- 教えられた番号に電話しない
- ●最寄りの警察、広域連合またはお住まいの市(区)町村の高齢者医療 担当課へ問い合わせる

ATMから 振り込んだり 絶対しないわ!



【問】総務課 龠043-223-0075

平成22~23年度の 新保険料率の 改定作業をしています 👠

後期高齢者医療制度は、制度 加入者数や医療費の実績などを 考慮し、保険料率を2年に1度変 更する仕組みになっています。 このため、平成22年4月から保 険料率が変わります。

詳しくは、平成22年3月に発 行する広域連合だより8号また はホームページでお知らせします。